

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和3年3月31日

水曜日

号外(15)

目次

規則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1

規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月31日

富山県知事 新田 八郎

富山県規則第33号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第1号中「当該新設し、又は」を「当該取得等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。）をした設備又は新設し、若しくは」に、「施設又は設備を新設し、又は」を「設備の取得等をし、又は当該施設又は設備を新設し、若しくは」に、「製造の事業」を「製造業、情報サービス業等」に改め、同項第2号中「当該新設し、又は」を「当該取得等をした設備又は新設し、若しくは」に、「施設又は設備を新設し、又は」を「設備の取得等をし、又は当該施設又は設備を新設し、若しくは」に改める。

第1号様式中

区 分	課税免除前の 本県課税標準	課税免除に係 る課税標準	税率	課税免除税 額
	①	②	③	②×③ ④

を

区 分	課税免除前の 本県課税標準	課税免除に係 る課税標準	税率	課税免除税 額
	①	②	③	②×③ ④
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				

に、

収 入 金 額	(カ) ()	()		()
			100	

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収 入 金 額	(カ) ()	()		()
			100	
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所 得 金 額	(カ) ()	()		()
			100	
収 入 金 額	(キ) ()	()		()
			100	

に改め、同様式備考3中「によつて」を「により」に改める。

第1号様式付表3を次のように改める。

第1号様式付表3 (第4条関係)

課税免除に係る課税標準に関する明細書

区分		課税免除前の 本県課税標準					
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得金額	年 400万円以下の金額 ①	千円 ()					
	年 400万円を超え年 800万円以下の金額又は特別法人の年 400万円を超える金額 ②	()					
	年 800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 ③	()					
	合計 ①+②+③ ④	()					
地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入金額	⑤	()					
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得金額	⑥	()					
収入金額	⑦	()					
課税免除に係る課税標準							
一の生産設備の番号	地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	
	所得金額			収入金額	所得金額	収入金額	
	年 400万円以下の金額 ⑧	年 400万円を超え年 800万円以下の金額又は特別法人の年 400万円を超える金額 ②×⑧	年 800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 ③×⑧	合計 ⑨+⑩+⑪	⑤×⑧	⑥×⑧	⑦×⑧
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

	()	()	()	()	()	()	()
2	()	()	()	()	()	()	()
3	()	()	()	()	()	()	()
4	()	()	()	()	()	()	()
5	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()

備考

- 1 修正申告書に添付してこの明細書を提出する場合は、「課税免除前の本県課税標準」及び「課税免除に係る課税標準」の各欄の括弧内に当該修正申告によって増加した金額を内書として記載すること。
- 2 「課税免除前の本県課税標準」及び「課税免除に係る課税標準」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てること。
- 3 「課税免除率⑧」の欄は、一の生産設備の番号に応じて第1号様式付表4の「課税免除率」の欄の数値を記載すること。

第1号様式の2中

区	分	本県課税標準 ①	不均一課税に係る課税標準 ②	不均一課税前の税率 ③	不均一課税により減額される税額 $\frac{90}{100} \times ② \times ③$ ④
---	---	-------------	-------------------	----------------	--

を

区	分	本県課税標準 ①	不均一課税に係る課税標準 ②	不均一課税前の税率 ③	不均一課税により減額される税額 $\frac{90}{100} \times ② \times ③$ ④
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					

に、

収入金額 (ア)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
-------------	-----	-----	---------------------	-----

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入金額 (ア)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()	
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額 (ハ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()	
収入金額 (キ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()	

に改める。

第1号様式の3中

区	分	課税免除前の本県課税免除 ①	課税免除に係る課税標準 ②	税率 ③	課税免除税額 $② \times ③$ ④
---	---	-------------------	------------------	---------	-----------------------------

を

区	分	課税免除前の課税標準	課税免除に係る課税標準	税率	課税免除税額
		①	②		
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					

に、

収入金額 (オ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
-------------	-----	-----	---------------------	-----

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 (オ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額 (カ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
収入金額 (キ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()

に改める。

第1号様式の4中

区	分	本県課税標準	不均一課税に係る課税標準	不均一課税前の税率	不均一課税により減額される税額 $② \times ③ \times \frac{90}{100}$
		①	②	③	④

を

区	分	本県課税標準	不均一課税に係る課税標準	不均一課税前の税率	不均一課税により減額される税額 $② \times ③ \times \frac{90}{100}$
		①	②	③	④
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					

に、

収入金額 (オ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
-------------	-----	-----	---------------------	-----

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 (オ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額 (カ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()
収入金額 (キ)	()	()	$\frac{\quad}{100}$	()

に改める。

第5号様式(1)中

区 分	課税標準 (円)	設備に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
-----	----------	---------------	--------	---------

を

区 分	課税標準 (円)	設備に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				

に、

収入金額 ⑥				課税免除税額
既に課税免除の確定した当期分の税額 ⑦				
この通知により課税免除する税額 ④-⑦ 又は ⑤-⑦				

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 ⑥				課税免除税額
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額 ⑦				課税免除税額
収入金額 ⑧				課税免除税額
既に課税免除の確定した当期分の税額 ⑨				

この通知により課税免除する税額		
-----------------	--	--

に改める。

第5号様式(2)中

区 分	課税標準 (円)	施設又設備に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
-----	----------	------------------	--------	---------

を

区 分	課税標準 (円)	施設又設備に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				

に、

収入金額				
⑥			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額	⑦			
この通知により減額する税額	④-⑦ 又は ⑤-⑦			

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額	⑥			
			減額税額	
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額	⑦			
			減額税額	
収入金額	⑧			
			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額	⑨			
この通知により減額する税額				

に改める。

第5号様式(3)中

区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
-----	----------	-------------------	--------	---------

を

区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				

に、

収入金額 ⑥				課税免除額
既に課税免除の確定した当期分の税額				⑦
この通知により課税免除する税額				④－⑦又は⑤－⑦

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 ⑥				課税免除額
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額 ⑦				課税免除額
収入金額 ⑧				課税免除額
既に課税免除の確定した当期分の税額				⑨
この通知により課税免除する税額				

に改める。

第5号様式(4)中

区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
-----	----------	-------------------	--------	---------

を

区 分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課税標準 (円)	税率 (%)	税 額 (円)
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				

に、

収入金額 ⑥				減額税額
既に減額の確定した当期分の税額				⑦
この通知により減額する税額				

④―⑦又は⑤―⑦

を

地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 ⑥			減額税額	
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得金額 ⑦			減額税額	
収入金額 ⑧			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額				⑨
この通知により減額する税額				

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税務課)